

●香川県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年1月23日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松港栗林公園線（160号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市栗林町3丁目831番3地先から 高松市栗林町3丁目833番3地先まで	13.3～15.7	32	平成14年香川県 告示第659号で変 更した区域の一 部

- 4 供用開始の期日 平成19年1月23日